第三十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「法第六条」を「法第九条の三」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第九条の二第一項、第二項及び第四項に規定する権限

第三十六条に次の二号を加える。

十七　第二十九条の二に規定する権限

十八　第二十九条の三に規定する権限

別表第二の第二のありのとうぐさ科の次に次のように加える。

あかばな科	ルドウィギア属（チョウジタデ属）全種

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

科名	種類名
動物界 一　哺乳綱 霊長目 おながざる科	マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交雑することにより生じた生物のうちマカカ・キュクロピス（タイワンザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物以外のもの
二　条鰭亜綱 すずき目 モロネ科	モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雑することにより生じた生物のうちモロネ・クリュソプス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物以外のもの
備考　括弧内に記載する呼称は、和名である。	

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四　種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）

科名	種類名
動物界 一　哺乳綱 霊長目 おながざる科	マカカ属に属する種が同属に属する異なる種と交雑することにより生じた生物
二　条鰭亜綱 すずき目 モロネ科	モロネ科に属する種が同科に属する異なる種と交雑することにより生じた生物
備考　括弧内に記載する呼称は、和名である。	

様式第一、様式第三及び様式第四を次のように改める。

様式第一（第十一条の四関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

主務大臣　　印

特定外来生物の放出等について（許可）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第９条の２の規定に基づき、貴殿の申請について次のとおり許可する。

許可の概要

申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種類	
放出等をする数量	
放出等をする土地又は水面の所在地及び区域	
許可の有効期限	

備考　この許可証の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。